

保存期間	永. 10. 5. 1.	速 達	照合者印	収 受	年 月 日
取扱区分 秘 急 至 直 渡 小 包 県公報登載 (増刷 部) 電 報 切 手(円× 枚) 簡易書留 一般書留 配達証明 内容証明 特別便 公印印刷り込み済み 文書審査済み				起 案	15年 3月 4日
				決 裁	年 月 日
	締切後発送	公印押印者印		施 行	年 月 日
				文書番号	第 号
		公印承認印	発送取扱者印	起 案 者 土地対策室 電話 2224 番 職氏名 	
受信者		発信者	知事 副知事 部長 局長 室長 県 室		
標 題 知事報告及び記者クラブ等への資料提供について					
知事 〃 副知事 〃 都市住宅部長  都市政策総室長  附   土地対策室長  室員    					
このことについて、案1により知事に報告し、案の2により記者クラブ等へ資料提供してよろしいか伺います。					

平成15年3月5日
都市住宅部土地対策室
内線2223

許可条件違反の宅地分譲地に工事停止命令等の標識を設置

(要旨)

県熱海土木事務所は、熱海市伊豆山において開発許可の条件に違反して工事が施工された宅地分譲地に、工事停止命令等の標識を設置する。

(概要)

- 1 標識の設置予定日 平成15年3月7日(金)午前11時
- 2 標識設置の根拠 都市計画法第81条第3項
- 3 標識の内容
 - (1) 土地の所在地 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] (約19,000㎡)
 - (2) 命令を受けた者 [REDACTED]
 - (3) 命令した日 平成15年2月28日
 - (4) 命令の根拠 都市計画法第81条第1項第1号、2号及び3号
 - (5) 命令した理由 ①許可条件に違反して施工状況を示す写真等の資料が整備されておらず、許可のとおり施工されたことが確認できないこと。
②このため、工事施行者としての能力を欠くことが明らかになったこと。
③無許可で隣接地の開発行為を行い、信用を欠くに至ったこと。
 - (6) 命令した内容 工事を直ちに停止すること。
現場の安全対策措置を講ずること。
- 4 公表する理由 事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るおそれがあるため。
- 5 今後の対応 第三者保護のため、都市計画法に基づく措置を先行させたが、宅地造成等規制法に基づく対応についても、必要な措置を講じていく。
- 6 記者への資料提供 平成15年3月5日予定。

<参考>

平成15年2月24日
都市住宅部土地対策室
内線2223

無許可の宅地造成地に工事停止命令等の標識を設置

(要旨)

県熱海土木事務所は、熱海市伊豆山において無許可で宅地造成された土地に、工事停止命令等の看板を設置する。

(概要)

- 1 標識の設置予定日 平成15年2月26日(水)午後3時
- 2 標識設置の根拠 都市計画法第81条第3項
- 3 標識の内容
 - (1) 土地の所在地 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]
 - (2) 命令を受けた者 [REDACTED]
 - (3) 命令した日 平成15年2月21日
 - (4) 命令の根拠 都市計画法第81条第1項第1号
 - (5) 命令した理由 都市計画法第29条第1項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行なった。
 - (6) 命令した内容 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。
当該土地の区域外への土砂の流出を防止するための措置の計画書を、平成15年3月10日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。
- 4 公表する理由 事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害するおそれがあるため。
- 5 今後の対応 第三者保護のため、都市計画法に基づく措置を先行させたが、宅地造成等規制法及び県風致地区条例に基づく対応についても、必要な措置を講じていくこととしている。

[参考！都市計画法の該当条項]

第81条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者(以降略)

2. 略

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

許可条件違反の宅地分譲地に工事停止命令等の標識を設置

(要旨)

県熱海土木事務所は、熱海市伊豆山において開発許可の条件に違反して工事が施工された宅地分譲地に、工事停止命令等の看板を標識をする。

(概要)

- 1 標識の設置予定日 平成15年3月7日(金)午前11時
- 2 標識設置の根拠 都市計画法第81条第3項
- 3 標識の内容
 - (1) 土地の所在地 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] (約19,000㎡)
 - (2) 命令を受けた者 [REDACTED]
 - (3) 命令した日 平成15年2月28日
 - (4) 命令の根拠 都市計画法第81条第1項第1号、2号及び3号
 - (5) 命令した理由 ①都市計画法第80条第1項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施行状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提供がなく、許可の条件に違反していること。
②①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。
③①及び②から、工事施行者が、都市計画法第33条第1項第13号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くに至ったこと。
④ [REDACTED] は、熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] の土地において、都市計画法第29条第1項に違反して開発行為を行い、都市計画法第33条第1項第12号に規定する、開発行為を行うために必要な能力を欠くに至ったこと。
- (6) 命令した内容 平成14年12月26日付け熱土第62-2で許可した開発行為を直ちに停止すること。また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成15年3月17日まで熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
- 4 公表する理由 事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害するおそれがあるため。

[参考：都市計画法の該当条項]

- 第81条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者(以降略)
 - 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - 三 この法律による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
- 2 略
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

提供日 2003/03/05
タイトル 許可条件違反の宅地分譲地に工事停止命令等の標識を
設置
担当 都市住宅部 都市政策総室土地対策室
連絡先 [REDACTED]
TEL 054-221-2223



(要旨)

県熱海土木事務所は、熱海市伊豆山において開発許可の条件に違反して工事が施工された宅地分譲地に、工事停止命令等の看板を標識をする。

(概要)

- 1 標識の設置予定日 平成15年3月7日(金)午前11時
- 2 標識設置の根拠 都市計画法第81条第3項
- 3 標識の内容
 - (1)土地の所在地 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] (約19,000平米)
 - (2)命令を受けた者 [REDACTED]
 - (3)命令した日 平成15年2月28日
 - (4)命令の根拠 都市計画法第81条第1項第1号、2号及び3号
 - (5)命令した理由 (1)都市計画法第80条第1項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施行状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提供がなく、許可の条件に違反していること。
(2)(1)のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。
(3)(1)及び(2)から、工事施行者が、都市計画法第33条第1項第13号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くに至ったこと。
(4) [REDACTED] は、熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] の土地において、都市計画法第29条第1項に違反して開発行為を行い、都市計画法第33条第1項第12号に規定する、開発行為を行うために必要な能力を欠くに至ったこと。
- (6)命令した内容 平成14年12月26日付け熱土第62-2で許可した開発行為を直ちに停止すること。また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成15年3月17日まで熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
- 4 公表する理由 事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害するおそれがあるため。

[参考:都市計画法の該当条項]

- 第81条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者(以降略)
 - 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
 - 三 この法律による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
- 2 略
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。